

米子瓦斯株式会社の延滞利息金過徴収及び延滞利息金

一部未請求事例について

平成27年11月24日
中国経済産業局

中国経済産業局（以下、「当局」という。）は、本日付けで、米子瓦斯株式会社に対し、平成26年4月から平成27年10月までの延滞利息金過徴収及び平成26年6月分延滞利息金の一部未請求事例について、再発防止策の徹底を文書により指示しました。

1. 経緯

- (1) 米子瓦斯株式会社から平成27年11月13日及び20日付けで、延滞利息金の過徴収及び延滞利息金の一部未請求があった旨報告を受けました。
- (2) 内容は、平成26年4月1日に供給約款を変更し、従来は需要家が支払い期限日を経過してもなお料金を支払われない場合「遅収料金（請求金額の3%分）」を請求していたものを、「延滞利息金（請求金額×支払い期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274%）」へ変更したことにより、延滞利息金を計算するプログラムに不具合があり過徴収及び一部未請求が発生したものです。
- (3) 当局は平成27年11月13日付け報告書に基づき、平成27年11月16日から17日まで、ガス事業法第47条第1項の規定に基づく立入検査を実施しましたところ、報告内容に間違いが確認されたため、改めて延滞利息金過徴収等の再精査を指示し、11月20日に再度報告を受け、内容を確認しました。

2. 不適切な処理の概要

延滞利息金を計算し、その結果を請求データとして計上するプログラムに不具合があり、一部の需要家に過去の請求済みの延滞金も含めて請求及び一部未請求でした。

〈 期間、件数及び金額 〉

○平成26年4月から平成27年10月（過徴収）	
・ 過徴収総件数	993件
・ 過徴収需要家数	350人
・ 過徴収 合計金額	242,496円
○平成26年6月（未請求）	
・ 未請求総件数	36件
・ 未請求需要家数	36人
・ 未請求 合計金額	1,867円

3. 当局の対応

延滞利息金過徴収及び一部未請求事例並びに現状の料金システムを確認し、再発防止策の徹底により今後類似案件の発生は回避できると判断し、同社に対し本日付けで、延滞利息金過徴収及び一部未請求事例について、今後同様の事例が発生することのないよう再発防止策の徹底について文書による指示を行いました。

(問い合わせ先)

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ガス事業室長 松本

担当者：半田、長尾

電話 082-224-5745 (直通)